

国指定小佐渡東部鳥獣保護区
指定計画書（区域の拡大）
（環境省案）

平成19年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小佐渡東部鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

新潟県佐渡市の県道両津・真野・赤泊線と同市上新穂664番地4の北東端との交点を起点とし、同所から同県道を東進し同市新穂瓜生屋446番地5の北東端に至り、同所から同県道を北進し同市新穂青木744番地（熊野神社入口）の西端に至り、同所から同県道を北東に進み天王川右岸との交点に至り、同所から同河川の右岸を北進し、加茂湖の平均水位の水際線（以下「湖岸線」という。）との交点に至り、同所から湖岸線を東進し同市吾潟28番地6の南西端に至り、同所から湖岸線を北進し市道原黒2号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道両津・真野・赤泊線の交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を東進し、同県道の境界線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道両津幹線9号線の交点に至り、同所から同市道を北進し県道佐渡一周線との交点に至り、同所から同県道横断方向に引いた線を北東に進み、両津港臨港道路湊線と県道佐渡一周線との交点に至り、同所から両津港臨港道路湊線を北東に進み、最大高潮時海岸線（以下、「海岸線」という。）との交点に至り、同所から同海岸線を東進し姫崎北端部に至り、同所から同海岸線を南東に進み弁天崎東端に至り、同所から同海岸線を南西に進み同市岩首字荒崎の字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み同市岩首字式本松2311番1の南端に至り、同所から同字界を北西に進み同市岩首字赤坂2275番2の西端に至り、同所から同字界を北東に進み同市岩首字古キガマ2254番2の北端と同市新穂大野の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市新穂大野1番2との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同市新穂大野1654番地の南西端と県道両津・真野・赤泊線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成19年7月1日から平成23年10月31日まで（4年4か月）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

小佐渡東部鳥獣保護区は、佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地のうち北東部分に位置する。その区域の北部及び東部は海に囲まれ、海岸線からすぐに山地が立ち上がっている。一方、区域の西部は国中平野とつながっている。中央部には標高 600 メートル前後の山々が連なり、標高 400 メートルまでの区域はクヌギ、コナラ、クリ、アカマツの高木や、ヒサカキ、ヤブコウジなどの林内植生が見られる。標高 400 メートル以上の区域では、コナラに代わってミズナラが優占している。また、この山地を起源として国府川、大野川等の中小河川及び溪流が数多く流れており、これらの河川沿いを利用して、古くから大小様々な棚田が山間部から平野部にかけて作られてきた。

当該区域は、トキ（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であるとともに、環境省が作成したレッドリストにおいて、飼育・栽培下でのみ存続している種である「野生絶滅」に位置づけられている。）の生息に必要となる、営巣木に適したアカマツ、コナラ等の大木や、ねぐら木が多く存在するほか、餌となる生物の生息地である河川、湿地、水田、水路等を有し、既指定区域には昭和 40 年代前半まで野生のトキの営巣が多く確認され、また、拡大区域は、昭和 30 年代後半から 40 年代に野生のトキの観察記録が集中し、昭和 56 年に一斉捕獲された 5 羽のトキが最後まで生息していた区域である。

平成 16 年には、種の保存法に基づくトキ保護増殖事業計画が変更され、当該区域においてトキの生息に適した環境を整えた上で再導入を図ることとし、また、トキが自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標としている。

また、当該区域では、環境省が作成したレッドリストにおいて準絶滅危惧に該当するミサゴや、佐渡固有亜種のサドカケス等が確認されている。

このように、当該区域は、トキの再導入を行おうとしている重要な区域であることから、既指定の鳥獣保護区を拡大して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、再導入が予定されているトキを始めとす

る鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- ・ トキを始めとする鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・ 管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業及び自然再生事業との連携を図る。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 12,620 h a (734 h a)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	11,018 h a (730 h a)
農耕地	1,323 h a (- h a)
水 面	46 h a (2 h a)
その他	233 h a (2 h a)

イ 所有者別内訳

国有地 1,023ha (622ha)

国有林	林野庁所管 1,000ha (622ha)	制限林 -ha (-ha)
		普通林 1,000ha (622ha)
国有林以外の国有地		
	環境省所管	23ha (-ha)
地方公共団体有地	1,874ha (110ha)	都道府県有地 69ha (2ha)
		市町村有地等 1,805ha (108ha)
私有地等	9,677ha (-ha)	
公有水面	46ha (2ha)	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha (-ha)

自然公園法による地域 12,620ha (734ha)

(佐渡弥彦米山国定公園)

特別地域 62ha (-ha)

(小佐渡県立自然公園)

普通地域 12,558ha (734ha)

文化財保護法による地域 -ha (-ha)

(注) () は既指定の区域面積

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地のうち国見山を含む北東部分に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、新生代、第三紀頃に海底の激しい火山活動によって生成された火山岩類によって構成されたものである。今から 500 万～ 80 万年前に海底の隆起によって山地が形成され、その後約 2 万年前までにかけて山地や丘陵の隆起がさらに活発となり、また、複数回の氷期と間氷期によって段丘が形成された。

当該区域の海岸は、山地が海に迫っている場所が多い。河川は、国中平野を潤す国府川・大野川、加茂湖に注ぐ天王川、小佐渡山地から両津湾に至る久知川等、数多くの中小河川び溪流が存在する。

ウ 植物相の概要

佐渡島では、対馬暖流の影響を受け、スタジイ、ウラジロガシ等の暖温帯の植物が分布する一方、積雪の影響を強く受け、アズマシロカネソウ等、日本海側特有の植物も分布している。

当該区域は、主に二次林である落葉広葉樹林及びスギ・アカマツの造林地で占められている。

低地帯では、クヌギ・コナラ林の割合が高く、また、ヤブツバキ等の常緑広葉樹林やスギ等の造林地も見られる。海岸ではクロマツ、シイ、タブ林等が見られる。

山地帯では、標高 400 メートルまでは、常緑広葉樹林から落葉広葉樹林に移行する地域であり、小佐渡山地の大部分を占めている。薪炭林として利用されてきたクヌギ、コナラ、クリ等の落葉高木やアカマツ等の常緑高木の林床に、ヒサカキ、ヤブコウジ等の林内植生が見られる。標高 400 メートルより上部では、コナラに代わってミズナラが優占する。

希少種としては、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I B 類に該当するサルメンエビネ、トケンラン等が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ウグイス、キビタキ、ホオジロ等のスズメ目鳥類が多く生息しているほか、環境省が作成したレッドリストにおいて準絶滅危惧に該当するミサゴや、佐渡固有亜種のサドカケスが確認されている。

哺乳類では、佐渡島に特徴的な種、亜種として、サトガリネズミ、サドモグラ、サドアカネズミ、サドノウサギの生息が確認されているほか、本州から移入されたホンドタヌキ、ホンドテンが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、カラス、カモ類、タヌキ等による稲作及び果実等への被害が一部生じている。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況

(件数:件、頭数:頭、羽)

鳥獣名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数
カラス	3	133	3	70	3	84
カモ類	3	46	3	28	3	25
タヌキ	3	15	3	26	3	11
テン	3	0	3	0	3	0
その他	3	8	3	8	3	12

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- | | | |
|--------------|----|---|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 30 | 本 |
| (2) 案内板 | 3 | 基 |

国指定小佐渡東部保護区（拡大）の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	734ha	11,886ha	12,620ha	734ha	ha	ha
├ 林野	730ha	10,288ha	11,018ha	730ha	ha	ha
├ 農耕地	ha	1,323ha	1,323ha	ha	ha	ha
├ 公有水面	2ha	44ha	46ha	2ha	ha	ha
└ その他	2ha	231ha	233ha	2ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	622ha	401ha	1,023ha	622ha	ha	ha
├ 国有林	622ha	378ha	1,000ha	622ha	ha	ha
├ ─ 林野庁所管	622ha	378ha	1,000ha	622ha	ha	ha
├ ─ ─ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ ─ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ ─ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ ─ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ 普通林地	622ha	378ha	1,000ha	622ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	ha	23ha	23ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	110ha	1,764ha	1,874ha	110ha	ha	ha
├ 都道府県有地	2ha	67ha	69ha	2ha	ha	ha
├ ─ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ その他	2ha	67ha	69ha	2ha	ha	ha
├ 市町村有地等	108ha	1,697ha	1,805ha	108ha	ha	ha
├ ─ 制限林地	ha	242ha	242ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ 保安林	ha	242ha	242ha	ha	ha	ha
├ ─ ─ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ ─ 普通林地	108ha	1,261ha	1,369ha	108ha	ha	ha
└ その他	ha	194ha	194ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	9,677ha	9,677ha	ha	ha	ha
├ 制限林地	ha	2,147ha	2,147ha	ha	ha	ha
├ ─ 保安林	ha	1,698ha	1,698ha	ha	ha	ha
├ ─ 砂防指定地	ha	449ha	449ha	ha	ha	ha
├ 普通林地	ha	6,237ha	6,237ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	1,293ha	1,293ha	ha	ha	ha
公有水面	2ha	44ha	46ha	2ha	ha	ha
計	734ha	11,886ha	12,620ha	734ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域 (名称)	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ 特別地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (佐渡弥彦米山国定公園・小佐渡県立自然公園)	734ha	11,886ha	12,620ha	734ha	ha	ha
├ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha
├ 特別地域	ha	62ha	62ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	734ha	11,824ha	12,558ha	734ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha

別表

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	
ペリカン	ウ ゲンカンドリ	ウミウ コゲンカンドリ	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ ミゾゴイ ゴイサギ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ カラシラサギ クロサギ アオサギ ムラサキサギ	NT EN NT NT
	トキ	クロツラヘラサギ	CR
カモ	カモ	ハイロガン マガン ヒシケイ オオハクチョウ コハクチョウ アカツクシガモ オシドリ マガモ カルガモ コガモ トモエガモ ヨシガモ オカヨシガモ ヒドリガモ アメリカヒドリ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ ホシハジロ アカハジロ キンクロハジロ スズガモ ホオジロガモ ミコアイサ ウミアイサ コウライアイサ カワアイサ	NT、国天 VU DD DD VU DD DD
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ オジロワシ オオワシ オオタカ ツミ ハイタカ ケアシノスリ ノスリ サシバ ハイロチュウビ	NT NT EN、国内希少 VU、国内希少 NT、国内希少 NT VU

		チュウヒ	EN
	ハヤブサ	ハヤブサ チゴハヤブサ コチヨウゲンボウ チヨウゲンボウ	VU、国内希少
キジ	キジ	ウズラ ヤマドリ キジ コジュケイ	NT
ツル	ツル	クロヅル タンチョウ ナベヅル マナヅル	DD VU、国内希少 VU VU
	クイナ	クイナ ヒクイナ バン オオバン	VU
チドリ	タマシギ チドリ	タマシギ コチドリ ムナグロ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	トウネン ヒバリシギ アメリカウズラシギ ハマシギ サルハマシギ エリマキシギ キリアイ オオハシシギ ツルシギ コアオアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オグロシギ ダイシャクシギ チュウシャクシギ ヤマシギ タシギ オオジシギ アオシギ	NT
	セイタカシギ	セイタカシギ	VU
	ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ シロカモメ カモメ ウミネコ クロハラアジサシ アジサシ コアジサシ	VU
ハト	ハト	キジバト	

カッコウ	カッコウ	アオバト ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク コミミスク コノハズク オオコノハズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	VU
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ ヤマシヨウビン アカシヨウビン カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ アオゲラ アカゲラ オオアカゲラ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	シヨウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	サンシヨウクイ	サンシヨウクイ	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ アカモズ オオモズ	EN
	レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	イワヒバリ	カヤクグリ	
	ツグミ	コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ トラツグミ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ	
	ウグイス	ヤブサメ ウグイス シマセンニュウ コヨシキリ	

		オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ	
ヒタキ		キビタキ ムギマキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
カササギヒタキ		サンコウチヨウ	
エナガ		エナガ	
シジュウカラ		ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ	
メジロ		メジロ	
ホオジロ		ホオジロ コジュリン ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ チャキンチヨウ ノジコ アオジ クロジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ	VU NT
アトリ		アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ オオマシコ イスカ ナキイスカ ベニマシコ ウソ コイカル イカル シメ	
ハタオリドリ		ニューナイスズメ スズメ	
ムクドリ		コムクドリ ムクドリ	
コウライウグイス		コウライウグイス	
ガラス		サトカケス コクマルガラス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計(種)	49科	23種	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	サドトガリネズミ ホンシュウジネズミ	NT
	モグラ	サドモグラ	NT
コウモリ	キクガシラコウモリ	ニホンキクガシラコウモリ	
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ アブラコウモリ ユビナガコウモリ	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	
	イタチ	ホンドテンイタチ	
ネズミ	ネズミ	サドハタネズミ サドアカネズミ ホンドヒメネズミ ニホンドブネズミ ニホンクマネズミ ホンドハツカネズミ	
ウサギ	ウサギ	サドノウサギ	
合計	8科	17種	

(注)

1 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成 14年 7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠る。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドデータブック(平成 14年環境省)(イ獣類)

CR：絶滅危惧 A類、 EN：絶滅危惧 B類、 VU：絶滅危惧 類、

NT：準絶滅危惧種、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希

少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少

野生動植物種

3 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダ - ラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7条第 5項第 号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。